

汚濁負荷量の測定方法

排水量区分 (m3/日)	特定排出水の汚染状況の計測方法		特定排出水の量の計測方法	
400以上	[1] 原則	自動計測器	[1] 原則	・自動流量(流速)記録計 又は ・自動流量(流速)発信機と記録計 (告示別記2(1)) ・自動積算体積記録計 又は ・自動積算体積発信機と記録計 (告示別記2(2))
	[2] [1]が技術的に適当でない場合等	コンボジットサンプラ-で採水し、指定計測法で計測する方法 (告示別記1(2))	[2] [1]が事業場の規模・状況・状態等により困難な場合(知事が定めるもの)	水道メーター等 ・JIS K 0094-8の方法 又は ・同程度の計測結果が得られる方法 (告示別記2(3))
	[3] [1]及び[2]が事業場の規模・状況・状態等により困難な場合(知事が定めるもの)	指定計測法(1日3回以上試料採取のこと) (告示別記1(3)) 簡易な水質計測器 (告示別記1(4))	[3] 用水量と特定排出水量との関係が明確な場合(知事が定めるもの)	用水の量を告示別記2(1)、2(2)の方法により実測し、特定排出水の量を計算して求める。
400未満	[1] 原則	告示別記1(1)～(4)(窒素及びりんの場合は1(1)～(3))のいずれかの方法	[1] 原則	告示別記2(1)～2(3)のいずれかの方法
			[3] 用水量と特定排出水量との関係が明確な場合(知事が定めるもの)	用水の量を2(1)～2(3)のいずれかの方法により実測し、特定排出水の量を計算して求める。

昭和54年5月16日 環境庁告示第20号(化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法)、
平成13年環境省告示第77号(窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法)、
平成13年環境省告示第78号(りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法)より抜粋。